

MANTIE DIAOCHA BAOGAO

遼寧省檔案館 編

滿鐵調查報告

第三輯

22

滿鐵調查報告

MANTIE DIAOCHA BAOGAO

第三輯

22

遼寧省檔案館 編

廣西師範大學

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
廣西師範大學出版社

· 桂林 ·



PDG

中國輕質銅元問題 滿鐵調查資料第十篇

滿鐵社長室調查課 一九三三年二月 1

日本國內交易所關係法規的修改與在滿洲的日本交易所 滿鐵調查資料第十篇

滿鐵社長室調查課 一九三三年二月 97

鎮平銀（安東馬蹄銀調查） 滿鐵調查資料第四十六編

滿鐵庶務部調查課 一九二五年六月 171

哈爾濱金融機關現狀

滿鐵哈爾濱事務所調查課 一九三三年七月 263



日本的木材需給與滿洲木材 滿鐵調查資料第二十四篇

滿鐵庶務部調查課 一九三三年十二月

323

從小麥及面粉的需給看日本與滿洲 滿鐵調查資料第二十五篇

滿鐵庶務部調查課 一九三三年十二月

414

滿洲產豆餅在日本國內的消費現狀與前景 哈調資料第十號

滿鐵哈爾濱事務所調查課 一九三三年十二月

472

滿鐵調查資料 第十篇

中國に於ける輕質銅元問題

内地取引所關係法規の改正と在滿洲日本取引所

南滿洲鐵道株式會社

社長室調查課

中國に於ける輕質銅元問題



緒言

中國幣制の紊亂は今日に始まつたことではない。之が改革は幾度か叫ばれたが中國今日の實情からみれば決して易々たる事業でない。殊に歐洲大戰中銀價の騰貴は本位改革に絶好の機會をあたへたけれども、今や經濟空しく過して之が實現は遙に遠ざかつた感がする。

吾人の茲に研究せんとする輕質銅元は、其發生が極く最近（最近）と雖も、對外的に關係の少ない補助貨であるためにあまり世人の注目を惹き居ない。而して乍ら輕質銅元は獨り對內的に中國人民に直接の影響を及ぼすのみならず、對外的にも多大の關係あるものといわねばならない。何故かと云へば本銅貨の發生のため關係列國多年の希望たる幣制の改革が益々實施難に隔つたからである。

輕質銅元の發生したのは西曆一九一五年頃からのことであるが、之に對して非難の聲が起つたのは一九一九年以來であつた。これが弊害を最初に發表したのは上海電車會社々長 Mr. Coll 氏で、氏は多年の研究に基いた幾多の統計を基礎として其研究は實に精細を極めたものであつた。

緒言

二

中國の貨幣流通狀態が外國人にあたふる不便は少くないが、就中弊害の最も大なるは、各種貨幣の間に於て表價流通の保證を缺き、銀貨と銅錢との間或は大銀貨と小銀貨との間に於ける各自の流通價額は當時市價に於ける需要供給の關係若しくは地金の價格によつて隨時變動し、何等確乎たる基準のないことである。中國人は額面價額等にはまるで無頓着で、今なほ貨幣の含有する純分及び重量に重きを置いてゐる。それで重量及び含有銅質の不足した銅元の價額が下落するのは當然のことであらねばならぬ。

如斯輕質銅元の市場に流通し始めたことは中國の經濟界に多大の打撃を與へたのは勿論であつたが、更に小民の生活及び労働者の生活に一大脅威を被らしめたことは看過し得ない問題である。近來同盟罷工の發生もこれに起因することが多いと云ふ何故かと言へば労働者の賃銀は銅元で受取らるゝ關係上、若し銅元價額下落のため賃銀は増加すとも、貨幣の價值下落による物價騰貴の速度は前者に比較して遙かに大なるが爲め、労働者及下級民の苦痛は名狀すべからざる體に達し、之か救済を訴ふる手段として上海其他の工業都市には同盟罷業の頻出さへ馴致するに至つた。

斯く中國の輕質銅元問題は今日の幣制統一案解決上に一大障礙を投じたもので、且つ現時金融上其害の最も大なるものである。此際中國としては先づ該問題に對する具體的改善方案を立て、一定の方針に向つて進行するに非ざれば、根本的解決は期し難い、而して外は中國の國際經濟に於ける一員たるの地位を向上せしめ、其共通せる利益に浴するに遺算なからしむると共に、内は鑄貨を營利の具とするか如き根本誤謬を放棄し、國民をして濫造の苦痛から救済することが今日中國爲政者の探るべき最上の策であらうと思はれる。

大正十一年十月三十日

調査課にて
南 郷 龍 音

緒 言

三

中國に於ける輕質銅元問題目次

第一章 總論

第一項 銅元の沿革

第二項 銅元の現状

第二章 各省に於ける輕質銅元の現状

第一項 概言

第二項 四川省

第三項 湖北省

第四項 湖南省

第五項 江西省

第六項 安徽省

第七項 江蘇省

第八項 直隸省

第一款 北京

目次

四三

四二

三六

三四

三三

三三

三二

二九

二三

二三

二三

一

一

第二款	天津	四五
-----	----	----

第三章	銅元濫鑄の弊害	四六
-----	---------	----

第四章	銅元反對主力	五六
-----	--------	----

第一項	十八ヶ處總商會が國務院と幣制局に呈する文	五六
-----	----------------------	----

第二項	上海英國商會々報銅元現狀に對する評論	五九
-----	--------------------	----

第三項	各地總商會等の反對	七〇
-----	-----------	----

第五章	整理の方法	八一
-----	-------	----

結論		八八
----	--	----

中國に於ける輕質銅元問題

第一章 總說

第一項 銅元の沿革

中國に於ける銅元の鑄造は前清の光緒二十七年十二月二十日附上諭を以て各省に諭令して之が鑄造を爲し、以て制錢の不足を補はしめたるを嚆矢とする。當時の上諭に據れば、近來各省共制錢缺乏して流通不足せり、然るに曩に福建廣東兩省の鑄造せる銅元は輪廓精良なり、近日江蘇省も之に倣ひたれば沿江沿海の各省長官も亦之に倣ふて鑄造すべし」と記されてあるから、嚴格に言へば銅元は光緒二十六年に廣東、福建兩省に於ける鑄造開始を以て濫觴とすべきである。

銅元の鑄造に先ちて其樣式及品位を一定し弊竇を防ぐべきは當時より講究された處で、二十九年七月一日戸部の上奏文中には、各省が福建廣東の例に倣つて銅貨を鑄造するに當りては、宜しくこれが鑄造條例を制定し制錢と相並んで流通せしむべし」と云ひ、又其幣制の害を豫防する方法としては

一、貨幣の價值一樣ならざるがため世人の信用を得難きこと。

二、規定の純分を減じ又は輪廓不揃のため却て民間の偽造を助長すること。

三、奸商の投機的賣買によつて地方の貨幣の分量に増減を生ぜしむること、全く彼等のなすが儘に委して弊害百出すること。

の三種を舉げ、更に鑄造銅元省分行使章程には貨幣上に鑄刻した文字即當五厘銅貨當十(一錢銅貨)當二十(二錢銅貨)は其文字通り永遠に遵守し、銀價の高低によつて制錢價格の變動あるを名とし銅元の名目價格に動搖を起してはならない、又各種租稅中從來制錢で納入したものは銅貨に換算して納入しても差支えない、又支出の場合にも銅貨を以てしてもよい、若し奸商が之を拒んだり又官吏が收支に際して銅元の價格を騰落さする時は嚴重に處罰する。黃銅貨は鑄造諸費及び材料が低廉であるから依然各省には紅色銅元鑄造を命ずと云ふ現定がある。

前上奏文中に

(一)政府は兌換を確保すること。

(二)補助貨鑄造額に制限を設け、銅貨發行の初め其百枚は圓銀、一枚に其の一枚は制錢十枚に換算すと云ふ現定があつた、若し當時國立銀行或は官銀錢號が存

在し、前記上奏案の通り兌換の實を舉げ得たなら國家の收支は自然一律になつて商人の投機的賣買も行ふことは出來なかつたであらう。

其後も銅元の弊害取締方法は幾度か講せられ光緒三十一年七月二十二日財政處戸部の定めた天津銀錢廠章程中に「大清銅幣四種を鑄造すべし、大は重量四錢價值制錢二十文に、次は重量二錢價值制錢十文に、其次は重量一錢價值制錢五文に、最小なるものは重量四分價值制錢二文に相當せしむ」との規定があるが、其後鑄造した銅元は二十文と十文の二種限りであつた。同日又幣制劃一條例を上奏した其中に言ふに「銅元の價格は制錢上に鑄刻せる處の數字通りに通用せしむべし」と命したが、之れも一の空文で實行せられなかつた。

又同年十月二十三日財政處戸部の奏文によると、各省督撫が財源發見に困難し、銅貨鑄造の利益甚多きため此れが流通に奴力せし結果、現在鑄造數量は日に増加し外省移出を獎勵すれば他省之れが移入を嚴禁するの狀となり、遂に銅貨は需要數量以上市場に充滿せること察知するに難からず、若し徒に各省が經費必要の故を以て自己の利を貪らば、勢ひ必ず生産過剰となり遂に實價を減少せざる可からず、銅鉛の購入益々多ければ其價格も亦之れに従ひて騰貴すべく、銅貨の鑄造愈々

多ければ其價も益々下落し、錢價下落すれば物價必ず騰貴すべく、人民の生活は困難となり地方の收入も亦此れが影響によりて損失を蒙り、上は政府の收入減少し下は人民の困厄を招き憂を將來に遺すこと甚大なり、又各國と新に締結せる通商條約には幣制の改革を約したる規定あり、若し此時に於て速に改革の策を講ずるに非れば又收拾すべからざるに至りて遂に嗤を外人に貽さむのみ、現在各省の銅貨は均しく缺乏の虞無し、此れが鑄造數に制限を定めざれば救済の策なきに至らん、江蘇、湖北、廣東等の大省の毎日の鑄造高は六十萬、其他の各省は毎日三十萬を超過するを禁じ、純分及び量目も曩に公布の造幣條例に準據して少しも誤差あらしむべからず、若し之れに準據せざれば嚴重に處分すべし。又銅元購入に際しては財政處戸部に打電して許可次第海關に照會し始めて輸入を許す、又従前公布の條例に依り各省設立の官錢局、官銀號と其性質同様なるも官錢局は主として制錢を取扱ふ差あるのみ、公估局（私設の銀兩鑑定所）と戸部銀行と聯絡せしめて銀銅各幣の價額を一定し一樣に流通せしむ可し、然らば銅貨充満の虞と價格漲落の患なかるべし」と記された。同日又給事中（官名）王金鎔の上奏文辯駁中には「直隸省にては南方各省の銅貨を使用せず、戸部は之れに對して光緒三十三年十一月直隸總督楊

士驥は各省の銅貨流通に力めたと云ふ事實を以て又駁した、然し河南一省丈は外省の銅貨に對して其流通を許可せなかつたため該省の銀價下落して物價は平準を得たと云ふことである」と原奏にあるも實は然らず、浙江阿片稅局が再び銅貨の納付を許可せざるは更に一層事理を辨せざる議と言ふべし、以後若し故意に官憲が銅貨を使用せざる說を唱ふる者あらば嚴重に處罰すべし」とあり、同日又福建、廣東兩省の上奏に係る請願書を辯駁し兼ねて意見具申した上奏文中には、浙江、福建兩省盛んに銅貨を輸出せるが故に浙江巡撫及び福州將軍を戶部に召還して處分せしむ可し」と稱し三十二年二月四日財政處戶部の上奏には

「銅貨の流通せるより各省競ふて鑄造し其の弊益々盛んなり、これが整頓を期せんと欲せば戶部をして回收せしむるを最も策の得たるものとなす、而も焦眉の急は目前の救濟策に就きて考慮するを可となす、其救濟策として約八種あり。

(一)天口の輸送を禁止すること但し此れが理由は銅元流通に伴ふ弊害を除去するにありて決して省と省とを分離して考ふるものにあらず。

(二)鑄造數量を制限すること。

(三)銅塊の購入を禁止すること。

(四)銅板の購入には戸部に報告して其審定を得可きこと。

(五)官民共に使用すべきこと。

(六)旅行携帯の銅元數は移輸出共二千枚を超過せざる場合のみ概して禁止せざること。

(七)市場に於て銅貨を使用する場合には他省の銅元を排斥すべからざること。

(八)各省銅貨の多寡有無を同時に調査し其結果により法を設けて平均に分配す可し一省内の分配は其長官より各縣の狀況に應じて分配し各省の分配は戸部より之を行ふべく竝に本條令に違反し又は面從腹背の行ひある者は嚴重に處罰すべしとあつた。

同日又湖廣總督の銅貨鑄造數量の制限は各省の事情による可しと云ふ上奏案を駁し、四月四日には又兩江總督の銅貨鑄造數量制限撤回に關する上奏案をも辯駁した。閏四月五日には又福州將軍の上奏に係る福州海關に銅元局を合併せざる件に就いて二度も嚴駁し、此月の二十二日には又蘇州銅元局が規定を無視して制限以上に鑄造したから之れを停止せしむる様上奏した。此年の七月二十九日の上奏文中に